資料1

平成30年度 保険料率に関する論点

(1)前回評議会(9/27)でご説明した保険料率に関する概要

保険料率試算

- ・ 平均保険料率を10%に据え置いた時の「最高(10.63%)」「最低(9.62%)」
- ・長野支部試算では、9.70%(▲0.06%)※激変緩和率:7.2/10

5年見通し

- ・被保険者数:出生「中位」
- ・ 賃金上昇率:3パターン「低成長×0.5」・「0.6%」「0.0%」
- ・医療給付費:2パターン「26~28年の伸長を勘案」「左記から高額薬剤を勘案」

5年見通し結果

- ・10%据え置き→平成32年以降単年度赤字になる場合あり
- ・ 均衡保険料率→平成30年度の9.7%から平成31・32年度には10%超

(2)前回評議会(9/27)でいただいたご意見

1. 平成30年度の平均保険料率についてどのように考えるか

将来的なことを考えると10%を維持するのが良いと思われるが、保険料を負担する被保険者の立場からすると、下げられる状況であれば少しでも下げてほしい。

平均保険料率は10%を維持することを前提に、下げられるときは下げてもらいたい。

少子高齢化が進む中、将来世代の負担も考えて準備金を積み立てていくべき。国庫補助額に比べ拠出金の方が多いので、準備金が積み上がったからといって国庫補助を減らすという話にはならないのではないか。

賃金上昇率を3つのケースで試算しているが、全体では賃金が上昇していても賃金を上げられない中小企業もあるので、議論の際には留意してほしい。

小規模の事業所では景気が上向いたとしても、なかなか賃金の上昇までは踏み切れない。現在の10%で精いっぱいであり、将来 を考え10%を維持するべき。

保険料の負担感を平準化する観点から、保険料率を下げたり上げたりするよりは10%を維持するのが良い。

2.平成30年度激変緩和率についてどのように考えるか。

(現在の段階的な解消に異論なし)

3.保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分(3月分)からでよいか。

(異論なし)

4.その他

保険料率算定の基礎になる医療費・賃金・人口について、今までの議論と違う視点からも考える必要がある。例えば、医師・看護師の数と医療費の伸びの関係を調査し、適正な医師数・看護師数についても保険者として提言をしていくべき。加入者の医療費を抑制しても高齢者の拠出金が膨らみ続ける一方では、努力が報われない。また、長野県は高齢者の雇用率が高く医療費が抑えられているというデータもある。人口減少を見越して働く世代の人口比率を確保するためにも、高齢者の雇用を増やす政策の提言を協会けんぽから行ってほしい。これまでより少し大きな視点に立って政策づくりに貢献してほしい。

(3) 今後10年間の保険料率に係るシュミレーション

【シミュレーション方法について】

- ・ 平成30年度以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げたうえで(※)、平成38年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
- ・ 平成31年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅡ(0.6%)及びケースⅢ(0.0%)を使用し、それぞれについて作成。
- ※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

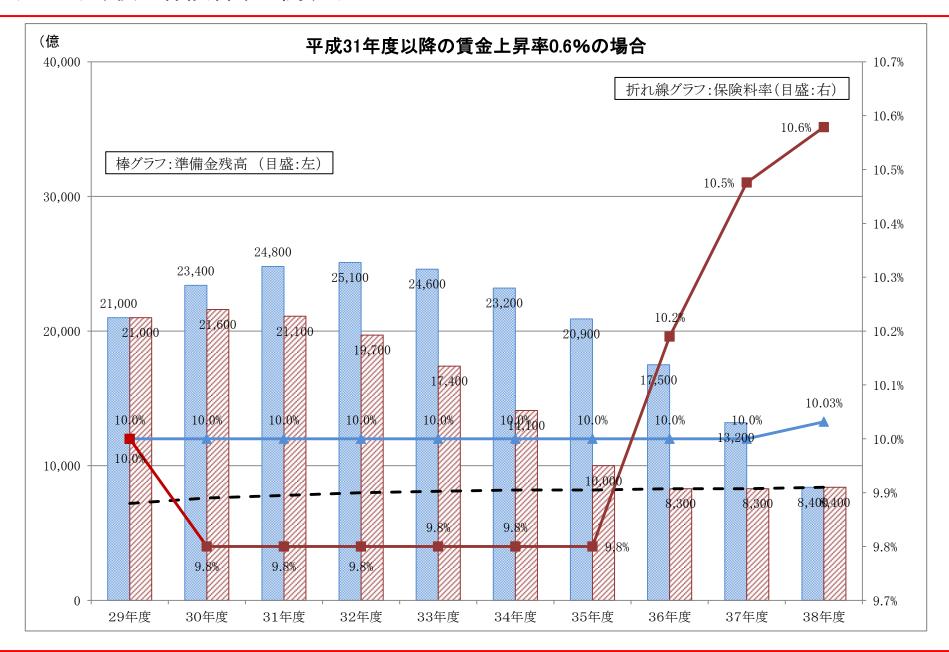
【平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成33年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少する。
- ・ 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成35年度までは 保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には10.6%に達する。

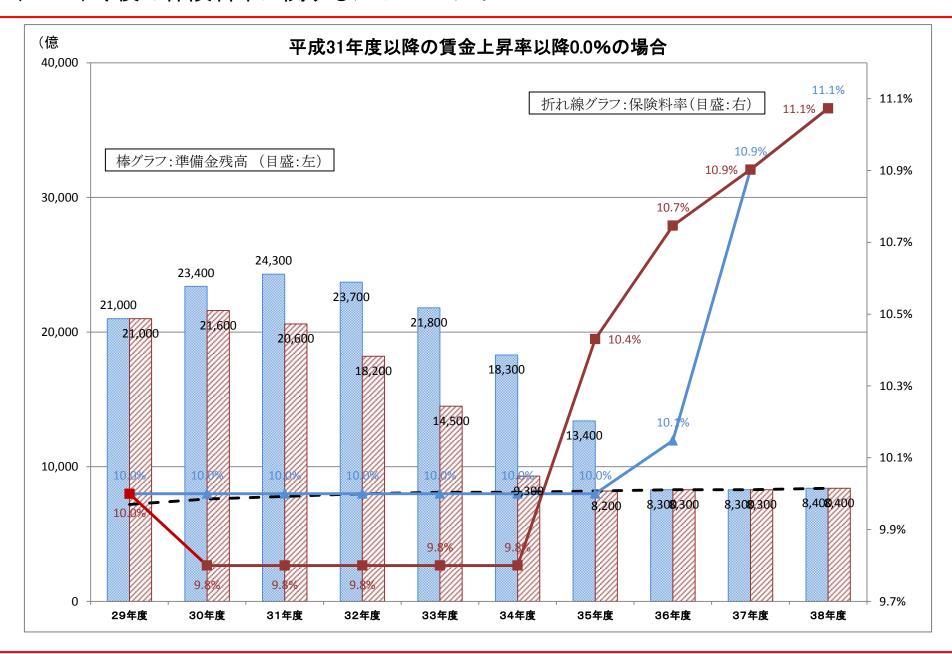
【平成31年度以降の賃金上昇率0.0%の場合】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成32年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。
- ・ 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成34年度までは 保険料率を維持できるものの、平成35年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

(4-1)今後の保険料率に関するシミュレーション



(4-2)今後の保険料率に関するシミュレーション



(5-1)9月14日の運営委員会における主なご意見

- 今後も医療費の伸びが賃金の伸びを上回る構造は変わらないと思われ、特に37年度(2025年度)以降に 保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで 保険財政を考えた方が良い。このため、保険財政、事業主及び加入者にとっても10%を堅持した方が良い と考える。
- 中小企業の経営者としては、保険料率を引き下げられるのであれば歓迎すべきであるが、保険料率を一度引き下げると今後引き上げることになった際の上げ幅が大きくなることから、慎重な検討が必要である。 現行の平均保険料率10%は、経営者側にも労働者側にも限界に近いものがあり、これ以上上がらないよう 死守しないといけない。また、協会にはセーフティネットとしての国庫補助が入っているので、財政当局の反応も注視する必要がある。
- 国庫補助率20%を要望していくうえで、平成4年に国庫補助が16.4%から13%へと引き下げられているが、 準備金残高が多く積み立てられている(3.9カ月分)以外の理由(例えば保険料率を8.4%→8.2%と引き下げたこと)との兼ね合いを注視する必要がある。
- ある程度中期的なスパンで考える必要はあるが、昨今の情勢を鑑みれば、5年先10年先のことなど読めない中で、10年先を見ることがどれくらい意味があるのか疑問に感じており、期間をどのように考えるのか慎重に検討していく必要がある。ただし、加入者の立場からすれば少しでも保険料率が下がることを望んでいることを前提に置くこと。
- あたかも平均保険料率10%維持を前提にして、平成4年以降準備金が大幅に減った話を示しているのではないか。この時には国庫補助率が引き下げられたことも影響しているはず。中小企業は、毎月、毎年が勝負のような経営をしている。準備金が増えてくれば少しぐらい下げる気持ちがなければいけない。負担している中小企業の保護を考えていただきたい。

(5-2)9月14日の運営委員会における主なご意見

- 公的医療保険は単年度収支均衡が大原則である一方、協会は国庫補助を受けていることから、持続可能性や安定的運営に資することについても検討する必要がある。今後の見通しとしては、女性や高齢者の就業率が高まることやバイオ薬品などの高額薬剤の動向にも注視する必要がある。また、地域の医療提供体制が保険料率の差に繋がることから、地域医療構想や都道府県が進めている医療計画の策定に対して、協会は積極的に関与していくことが重要である。
- 国民皆保険制度の中での協会の立ち位置を考えると、超長期的にみれば、いずれは10%を超えてくるので、協会けんぽの財源確保に努めていくことを考えないといけない。タイムスパンの考え方について、基本的に保険の仕組みは単年度収支均衡が原則だと思う一方で、安定性とのバランスを考えれば、10年では長く1年では短い。準備金については、現在の残高は約2兆円となり、法定準備金の3か月分に近づいており、規模感としては多い感じがする。単年度収支均衡は原則だが、保険者の経営の安定性に鑑みて1か月が妥当ではないか。
- 10%を維持して安定的に運営する形がいい。

(6)今後の検討事項

全国

- ・平均保険料率を10%に据え置くと仮定
- ・激変緩和率を段階的に解消すると仮定(7.2/10)
- · 平成31年度:8.6/10 平成32年度:10/10

長野支部

- · 平成30年度保険料率予測:9.70%(▲0.06%)
- ・激変緩和要因により、平成32年度まで引き下げ予定
- ・10/10の予測では、9.59%(▲0.17%)
- ・長野支部医療費伸長率が高位傾向
- ・ 平成32年度からインセンティブ制度導入

検討事項

- ・引下げ予測は喜ばしいことであるが平成32年度までの時限的な要因であるために保険料率低下原資を活用した
 - ①長期的な医療費抑制策の導入
 - ②インセンティブ制度を視野に入れた施策の導入
 - ※受診勧奨、医療費適正化(ジェネリック推進)等

(7)今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール (現時点での見込み)

